

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成24年3月15日(2012.3.15)

【公開番号】特開2009-179057(P2009-179057A)

【公開日】平成21年8月13日(2009.8.13)

【年通号数】公開・登録公報2009-032

【出願番号】特願2009-13907(P2009-13907)

【国際特許分類】

B 41 J 2/01 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 101Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年1月26日(2012.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像受け取り部材に適用されたゲルインクを均等化するためのシステムであって、前記画像受け取り部材がインクアブリケータの側を通るときに、前記画像受け取り部材上にゲルインク画像を形成するために前記ゲルインクを画像受け取り部材上に適用するように構成されたインクアブリケータと、

前記インクが前記画像受け取り部材上に再分配されるように、前記画像受け取り部材上の前記ゲルインク画像の方向に流体フローを向けるように構成された流体フロー指向装置と、を含むことを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記流体フロー指向装置は、前記画像受け取り部材上の前記ゲルインク画像に実質的に直角な方向に前記流体フローを向けるように構成されていることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記流体フロー指向装置はスチーム指向装置を含むことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記スチーム指向装置は、前記画像受け取り部材上の前記ゲルインク画像の方向に過熱スチームを向けるように構成されていることを特徴とする請求項3に記載のシステム。

【請求項5】

前記流体フロー指向装置はスチームナイフを含むことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

前記スチームナイフは、
スチーム源からスチームフローを受け取るためのプレナムチャンバと、
前記プレナムチャンバにおける少なくとも1つの開口部と、
を含み、プレナムからの前記スチームフローを、前記開口部を通して、前記画像受け取り部材上の前記ゲルインク画像の方向に向けるようにする
ことを特徴とする請求項5に記載のシステム。

【請求項7】

前記流体フロー指向装置はエアナイフを含むことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項8】

前記エアナイフは、空気フローを生成し、前記画像受け取り部材上の前記ゲルインク画像の方向に前記空気フローを向けるプロワーを含むことを特徴とする請求項7に記載のシステム。

【請求項9】

前記流体フロー指向装置は、前記画像受け取り部材上の前記ゲルインク画像の方向に、毎秒2メートル以上のフロー速度で、前記流体フローを向けるように構成されていることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項10】

前記流体フローが前記画像受け取り部材上の前記インクを再分配する前に、前記画像受け取り部材上の前記ゲルインク画像の方向に第2の流体フローを向けるように構成された、第2の流体フロー指向装置をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項11】

前記第2の流体フローはスチームフローであることを特徴とする請求項10に記載のシステム。

【請求項12】

前記流体フロー指向装置は、第1のフロー速度で前記流体フローを向けるように構成され、前記第2の流体フロー指向装置は、前記第1のフロー速度とは異なる第2のフロー速度で前記流体フローを向けるように構成されていることを特徴とする請求項10に記載のシステム。

【請求項13】

前記第2の流体フロー指向装置はスチームナイフをさらに含むことを特徴とする請求項10に記載のシステム。

【請求項14】

前記スチームナイフは、
スチーム源からスチームフローを受け取るためのプレナムチャンバと、
前記プレナムチャンバにおける少なくとも1つの開口部と、
を含み、プレナムからの前記スチームフローを、前記少なくとも1つの開口部を通して、
前記画像受け取り部材上の前記ゲルインク画像の方向に向けるようにする
ことを特徴とする請求項13に記載のシステム。

【請求項15】

前記スチームは過熱スチームであることを特徴とする請求項11に記載のシステム。